

日本福祉大学経済学会会則

(名称)

第1条 本会は日本福祉大学経済学会と称する。

(事務所)

第2条 本会は事務所を日本福祉大学経済学部内に置く。

(目的)

第3条 本会は経済学およびそれに関連する社会諸科学の研究活動を促進し、その成果の発表を目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 機関誌『日本福祉大学経済論集』(Nihon Fukushi University The Journal of Economic Studies) (以下『経済論集』という)の発行
- (2) 研究会などの開催
- (3) その他本会が必要と認めた事業

(会員)

第5条 本会は本学専任の経済学部教員をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 編集委員 若干名
- 2 会長は経済学部長をもってこれにあてる。
 - 3 編集委員は会員総会において選出する。
委員の任期は1年とする。ただし再選を妨げない。

(編集委員会)

第7条 編集委員会は、機関誌『経済論集』の編集および発行、研究会などの開催に関する業務を行う。

- 2 機関誌『経済論集』の刊行に関する内規は別に定める。

(会員総会)

第8条 会長は必要ある場合、会員総会を招集する。

- 2 会長は会員の3分の1以上の要請がある場合には総会を招集しなければならない。
- 3 会員総会の定足数は、会員総数の過半数とし、議決は出席会員の過半数の同意を必要とする。
- 4 会員総会は次の事項を審議する。

- イ. 事業の基本計画
- ロ. 役員を選出
- ハ. その他の必要事項

(会則の改正)

第9条 本会則の改正は会員総会において、出席会員の3分の2以上の同意を必要とする。

(附則)

1. 本会則は、1989年6月8日をもって施行する。
2. 本会則は、1999年1月22日より一部改正施行する。
3. 本会則は、2013年7月11日より一部改正施行する。